

二酸化炭素回収機能付き廃棄物発電検討事業実施要領

第1 交付の対象となる事業の要件

二酸化炭素回収機能付き廃棄物発電検討事業国庫補助金（以下「補助金」という。）の交付の対象となる事業は、二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金交付要綱（平成26年4月1日付け環地温発第1404013号）第4条第1項第5号に規定する事業であって、次の各号に該当するものであること。

(1) 下表の左欄の対象設備について右欄の条件をいずれも満たすものであること。

| 対 象 設 備 | 対 象 設 備 の 条 件 |
|-------------|--|
| 二酸化炭素分離回収設備 | (ア) 廃棄物焼却排ガス中の二酸化炭素を分離回収する設備であること。 (イ) 廃棄物発電施設に追設するものであること。 (ウ) 廃棄物焼却排ガス、分離回収ガス及び二酸化炭素分離回収液のモニタリング又はサンプリングが可能な設備であること。 |

(2) 当該事業に係る設備が適正に管理されるよう、管理・運営体制が整備されていること。また、導入に関する各種法令を遵守すること。なお、事業実施者が地方公共団体の場合は、地域住民等による設備の見学を可能にするなどにより、地球温暖化対策の広範な普及啓発に努めること。

(3) 事業実施の計画が確実かつ合理的であること。

(4) 地球温暖化防止に資する効果が合理的に説明でき、かつ当該効果が十分高いものと判断できること。

(5) 当該事業の遂行によって、他の事業者に対する波及効果が見込まれること。

(6) 当該事業の遂行にあたっては環境の保全について適正な配慮を行うものであること。

第2 交付の対象となる事業の範囲

設備の新設又は増設に係る事業とする。

第3 交付の対象となる設備等の範囲

交付の対象となる設備等の範囲は、次のとおりである。

(1) 二酸化炭素分離回収設備（二酸化炭素貯蔵設備は含まない）

(2) 排ガス処理設備

(3) モニタリング機器

(4) 前各号の設備等の設置等に必要不可欠な付帯及び基礎設備（前各号の設備等に必要不可欠なものに限る。）

第4 補助対象事業費の算定要領

1 工事費について

(1) 本工事費の区分

本工事費は、二酸化炭素回収機能付き廃棄物発電検討事業のための設備の設置等に係

る工事費について算定すること。

(2) 工事費

ア 材料費

材料費は、工事を施行するために必要な材料の費用とし、その算定は、次の（ア）及び（イ）によるものとする。

（ア）数量

数量は、標準使用量に運搬、貯蔵及び施工中の損失量を実情に即して加算することができること。

（イ）価格

価格は、別に定める主要資材単価表に基づくものとするが、これがない場合には原則として入札時における市場価格とするものとし、これに買入れに要する費用及びこれに伴う運搬費及び保管料を加算するものとする。

イ 労務費

労務費は、工事を施行するために必要な労務の費用とし、その算定は、次の（ア）及び（イ）によるものとする。

（ア）所要人員

所要人員は、原則として現場条件及び工事規模を考慮して工事ごとに算定するが一般に過去の実績及び検討により得られた標準的な歩掛りを使用するものであること。

（イ）労務賃金

労務賃金は、労務者に支払われる賃金であって、基本給及び割増賃金をいうものであること。

基本給は、別に定める職種別賃金日額表を使用するものとする。基本作業外の作業及び特殊条件による作業に従事した場合に支払われる賃金を割増賃金といい、割増賃金は従事した時間及び条件によって加算することができること。

以上の考え方を基本とするが、費用等の算定については、メーカー見積もり等の証拠資料を適宜添付することにより行うことで差支えないものとする。

2 事務費について

事務費のうち備品費は、原則として取得価格 1 品目 15 万円未満のものについて算定するものとし、15 万円以上のものについては、あらかじめ大臣に協議し、その承認を得たものに限り算定することができること。

第 5 二酸化炭素削減量の把握等

補助事業の実施による二酸化炭素削減量を把握すること。あわせて、当該事業で二酸化炭素回収設備を設置する廃棄物発電施設の発電電力量、当該発電施設で用いる廃棄物のうちバイオマス由来分の割合、当該事業で設置した二酸化炭素分離回収設備による二酸化炭素の分離回収量及び当該設備により回収した二酸化炭素の利用量を用途別に把握すること。

また、環境省の求めに応じて、事業の実施に係るこれらの情報を提供すること。

第 6 廃棄物焼却排ガス、分離回収ガス及び二酸化炭素分離回収液の性状の把握等

補助事業の実施に係る廃棄物焼却排ガス、分離回収ガス及び二酸化炭素分離回収液の

性状等を把握すること。

また、環境省の求めに応じて、事業の実施に係るこれらの情報を提供すること。

第7 事業報告書の提出

補助事業の実施により取得した設備について、以下により事業報告書を提出すること。

(1) 事業報告書の記入事項

(ア) 稼働時間

(イ) エネルギー消費量、エネルギー効率

(ウ) 二酸化炭素削減量等

補助事業の実施による本報告の対象とする年度（補助事業に係る設備の運転を開始した年度においては、運転開始の日からその年度の3月末までの期間。以下同じ。）における補助事業の実施に伴う二酸化炭素削減量及び次の値について、算定方法及び算定根拠と併せて記入すること。また、算定根拠として使用した具体的資料を添付すること。

なお、これら二酸化炭素削減量等の実績値が、実績報告書に記載した値に達しなかった場合は、その原因を分析し、その結果を詳細かつ具体的に記入すること。

(i) 当該事業で二酸化炭素分離回収設備を設置した廃棄物発電電力量

(ii) 当該発電施設で用いる廃棄物のうちバイオマス由来分の割合

(iii) 当該事業で設置した二酸化炭素分離回収設備による二酸化炭素の分離回収量

(iv) (iii)のうち、用途別の二酸化炭素の利用量及び販売額

(エ) モニタリング又はサンプリングにより取得した廃棄物焼却排ガス、分離回収ガス及び二酸化炭素分離回収液の性状等に関するデータ及びその分析結果

(オ) 廃棄物焼却排ガスによる二酸化炭素分離回収設備等への影響及び回収プロセスの改善に必要と考えられる方策

(カ) 採算性の分析及び事業性向上の検討状況

(オ) (ウ)の(iv)の用途別の二酸化炭素の販売額の累計額（年度別に内訳を示すこと。）

(2) 事業報告書の提出期間及び提出時期

ア 事業報告書の提出は、原則、設備の本格稼働後最低4年間とする。

1年目：設備の運転開始から3月末まで

2年目以降：4月1日から翌年3月末まで

イ 事業報告書は、毎年5月末までに提出すること。なお、(1)(ア)～(エ)については月単位で集計すること。

(3) 収益納付

大臣は、(2)のアの規定により提出を受けた最終年度の事業報告書において、補助事業の開始年度からの累積で相当の利益が生ずると認められる場合には、交付した補助金の全部又は一部に相当する金額を国庫に納付させることができる。

附 則

この実施要領は、平成〇年〇月〇日から施行する。